

# 建築物環境報告書

1 建物供給事業者の氏名及び住所

建物供給事業者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	
建物供給事業者 （代表申請者）	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
	住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）	
報告書の担当者	氏名	
	連絡先	
報告対象年度における住宅トッププランナーの区分	[特定一戸建て住宅建築主・特定一戸建て住宅建設工事業者・特定共同住宅等建築主又は特定共同住宅等建設工事業者]	
制度の対象区分	[特定供給事業者・知事が承認した特定供給事業者（任意参加者）・特定供給事業者以外（任意提出者）]	

2 都内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

報告対象年度	棟数	棟
	延べ面積の合計	㎡

3 都内において新たに建設し、又は新築しようとする中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

建築物環境報告書を提出する日の属する年度	棟数	棟
	延べ面積の合計	㎡

4 省エネルギー性能基準に対する適合状況

[適合する・適合しない]

5 誘導すべき省エネルギー性能基準に対する適合状況

[適合する・適合しない]

6 再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

7 誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

8 電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

9 誘導すべき電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況

[適合する・適合しない・全ての建築物が基準適用対象外]

10 中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明の実施状況

[適合する・適合しない]

備考 1 複数の建物供給事業者が連名で特定供給事業者承認されている場合、1の建物供給事業者の欄は当該承認に係る全ての建物供給事業者について記載し、建物供給事業者（代表申請者）の欄は代表申請者を記載すること。  
2 「[ ]」には該当する事項に○印を記載すること。

別記第2号様式 その2

- 11 中小規模特定建築物の区分別の各基準に対する適合状況  
 (1) 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関する事項  
 ア 住宅の用途

中小規模特定建築物の区分	(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項			(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項			
	外皮平均熱貫流率 (UA値)	基準に対する 適合状況	誘導すべき 基準 に対する 適合状況	住宅用途B E I	基準に対する 適合状況	住宅用途B E I (誘導基準)	誘導すべき 基準 に対する 適合状況
分譲戸建住宅	W/(m <sup>2</sup> ・K)						
注文戸建住宅	W/(m <sup>2</sup> ・K)						
共同住宅	W/(m <sup>2</sup> ・K)						
その他の住宅	W/(m <sup>2</sup> ・K)						

イ 住宅以外の用途

中小規模特定建築物の区分	(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項			(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項			
	B P I	基準に対する 適合状況	誘導すべき 基準 に対する 適合状況	非住宅用途B E I	基準に対する 適合状況	非住宅用途B E I (誘導基準)	誘導すべき 基準 に対する 適合状況
延べ面積300m <sup>2</sup> 以上の建築物							
延べ面積300m <sup>2</sup> 未満の建築物							

- (2) 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に関する事項

中小規模特定建築物の区分	基準に対する 適合状況	誘導すべき 基準 に対する 適合状況
全ての建築物		

- (3) 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準に関する事項

中小規模特定建築物の区分	基準に対する 適合状況	誘導すべき 基準 に対する 適合状況
一戸建ての住宅		
一戸建ての住宅以外	共同住宅	
	住宅以外の用途	

- 備考 1 分譲戸建住宅は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則別表第1の5 3の項の表イ、注文戸建住宅は同表ロ、共同住宅は同表ハ、その他の住宅は同表ニに規定するものを示す。  
 2 (1) 及び(3)の基準及び誘導すべき基準に対する適合状況の欄は、当該中小規模特定建築物の区分における全ての建築物が当該基準に適合する場合は「適合」と記載し、適合しない建築物がある場合は「適合しない」、全ての建築物において当該基準が適用されない又は当該区分の建築物を新たに建設し、又は新築しようとしなかった場合は「-」と記載すること。  
 3 (2)の基準及び誘導すべき基準に対する適合状況の欄は、当該基準に適合する場合は「適合」と、適合しない場合は「適合しない」と、全ての建築物において当該基準が適用されない場合は「-」と記載すること。

12 建築物等に起因する環境への配慮のための措置に関する事項

分野	区分	細区分	環境への配慮のための措置	
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	建築物の熱負荷の低減	建築物外皮の熱負荷抑制		
		再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの直接利用	
			再生可能エネルギーの変換利用	
		再生可能エネルギー電気の受入れ		
	省エネルギーシステム	設備システムの高効率化		
	エネルギーマネジメント	最適運用のための予測、計測、表示等		
資源の適正利用	持続可能な低炭素資材等の利用	躯体材料における低炭素資材等の利用		
		躯体材料以外における低炭素資材等の利用		
		オゾン層の保護及び地球温暖化の抑制		
	建設に係る環境負荷低減への配慮	建設時CO <sub>2</sub> 排出量の把握・削減		
		建設副産物の有効利用及び適正処理		
	長寿命化等	維持管理、更新、改修、用途の変更等の自由度の確保及び建設資材の再使用対策		
		躯体（く）体の劣化対策		
持続可能な水の利用	水使用の合理化			
生物多様性の保全	水循環	雨水浸透		
	緑化	緑の確保、維持管理等		
気候変動への適応	ヒートアイランド対策	建築物等からの熱の影響の低減		
		E V及びP H V用充電設備の設置		
	自然災害への適応	自然災害リスクの軽減及び回避		
		自然災害発生時の対応力向上		

備考 環境への配慮のための措置の欄を記載する場合は、東京都建築物環境配慮指針別表第3の配慮すべき事項の欄に掲げる事項について、当該中小規模特定建築物等において講じた措置の内容を細区分ごとに記載すること。



13 中小規模特定建築物における取組状況

(2) 住宅以外の用途

建物番号	ア 建築物の概要						イ 省エネルギー性能基準及び誘導すべき同基準に関する事項										ウ 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準に関する事項					エ 電気自動車充電設備整備基準及び誘導すべき同基準に関する事項							オ 中小規模特定建築物等に依る措置に関する説明の実施状況	
	主たる用途	所在地	区域の区分	延べ面積	確認済証発行日	建築物の引渡し等の状況	(ア) 建築物の熱負荷の低減に関する事項					(イ) 設備システムのエネルギー利用の低減に関する事項					基準算定から除く建築物		再エネ利用設備の設置容量			駐車施設の区画数	電気自動車充電設備の整備数				整備基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況		
							B P I	性能基準に対する適合状況	誘導すべき基準に対する適合状況	基準一次エネルギー消費量	設計一次エネルギー消費量	非住宅用途 B E I	性能基準に対する適合状況	誘導基準一次エネルギー消費量	誘導設計一次エネルギー消費量	非住宅用途 B E I (誘導基準)	誘導すべき基準に対する適合状況	該当有無	該当事項(該当有の場合)	太陽光発電設備	太陽熱を利用する設備		地中熱を利用する設備	配管等	充電用コンセント及び普通充電設備	急速充電設備				V 2 H
				㎡					GJ	GJ			GJ	GJ								区画	区画	区画	区画	kW	区画			
				㎡					GJ	GJ			GJ	GJ								区画	区画	区画	区画	kW	区画			
				㎡					GJ	GJ			GJ	GJ								区画	区画	区画	区画	kW	区画			
				㎡					GJ	GJ			GJ	GJ								区画	区画	区画	区画	kW	区画			
				㎡					GJ	GJ			GJ	GJ								区画	区画	区画	区画	kW	区画			
				㎡					GJ	GJ			GJ	GJ								区画	区画	区画	区画	kW	区画			
				㎡					GJ	GJ			GJ	GJ								区画	区画	区画	区画	kW	区画			
				㎡					GJ	GJ			GJ	GJ								区画	区画	区画	区画	kW	区画			
				㎡					GJ	GJ			GJ	GJ								区画	区画	区画	区画	kW	区画			

備考 報告対象年度に都内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物（住宅の用途）を全て記載すること。

別記第2号様式 その5

14 既存建築物等における再生可能エネルギー利用設備の新設状況

建物番号	建物の区分	所在地	再生可能エネルギー利用設備の新設容量			既存建築物の引渡し等に関する事項	再エネ利用設備の設置に関する事項
			太陽光発電設備	太陽熱を利用する設備	地中熱を利用する設備		
			kW	kW	kW		
			kW	kW	kW		
			kW	kW	kW		
			kW	kW	kW		
			kW	kW	kW		
			kW	kW	kW		
			kW	kW	kW		
			kW	kW	kW		
			kW	kW	kW		

備考 報告対象年度において再生可能エネルギー利用設備を新設した既存建築物について記載すること。

別記第2号様式 その6

15 再生可能エネルギー利用設備設置基準及び誘導すべき同基準の算定及び適合状況等

(1) 区域の区分ごとの算定基準率を用いる場合の基準

区域の区分	算定基準率	分譲戸建住宅			分譲戸建住宅以外の建築物			再生可能エネルギー利用設備設置基準	誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準	既存建築物等への新設における上限量
		新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数	新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数			
1	0.3	棟	棟	棟	棟	棟	棟	—	—	—
2	0.7	棟	棟	棟	棟	棟	棟	—	—	—
3	0.85	棟	棟	棟	棟	棟	棟	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	kW	kW	kW

(2) 一律の算定基準率を用いる場合の基準

区域の区分	算定基準率	分譲戸建住宅			分譲戸建住宅以外の建築物			再生可能エネルギー利用設備設置基準	誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準	既存建築物等への新設における上限量
		新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数	新たに建設し、又は新築しようとした棟数	基準の算定から除く建築物の棟数	設置可能棟数			
全区域	0.85	棟	棟	棟	棟	棟	棟	kW	kW	kW

(3) 基準に対する適合状況等

再生可能エネルギー利用設備設置基準	kW
誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準	kW
中小規模特定建築物等における設置容量	kW
中小規模特定建築物等における設置容量が基準に対して不足する量	kW
中小規模特定建築物等における設置容量が誘導すべき基準に対して不足する量	kW
既存建築物等における新設容量（上限量まで）	kW
既存建築物等における新設容量（新設した全量）	kW
再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況（※）	
誘導すべき再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況（※）	

備考 (※) の欄は、当該基準に適合する場合は「適合」と、適合しない建築物がある場合は「適合しない」と、全ての建築物において当該基準が適用されない場合は「—」と記載すること。